

# 食品衛生法施行細則の改正について

令和8年 3月10日  
衛生指導課

## 1 概要

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令」（令和7年厚生労働省令第72号）が公布され、飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業について、厚生労働省令で定める基準が新たに追加されたことを受けて、食品衛生法施行条例第2条で定める「公衆衛生上必要な営業施設の基準」の改正を行った。

本改正に伴い、「食品衛生法施行細則」（昭和62年千葉県規則第19号）で定める各種申請様式について、厚生労働省が示した標準的な様式に合わせて、必要な改正を行った。

## 2 改正内容

細則第9条第1項及び第12条に規定する「営業許可申請書・営業届（新規、継続）」、細則第13条に規定する「営業許可申請書・営業届（変更）」及び細則第14条に規定する「営業許可申請書・営業届（廃業）」について以下の内容を改正した。

- （1）「営業施設情報」欄の「自動販売機の型番」の記入欄の件名を「自動販売機、全自動調理機の型番」に変更
- （2）「業種に応じた情報」欄に「飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業」のチェック項目を追加
- （3）その他所要の改正（資格の種類の並び順変更）

## 3 施行日

令和8年4月1日